



福岡県医第2254号(地)

平成21年 2月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

平成21年度厚生労働省予算案による救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援について

標記の件につきまして、日本医師会より本会に対して通知がありました。

本通知は、日本医師会が昨年7月に政府与党に対し、「平成21年度予算概算要求へ向けての要望書」を提出した中で、「勤務医に対する直接的な支援」を要求したところ、先般編成された平成21年度厚生労働省予算案に、「休日・夜間に救急患者を受け入れる医療機関の勤務医師確保事業」、「産科医等確保支援事業」等が新設され、休日・夜間における救急勤務医手当や分娩手当が認められたとするものであります。

両事業は、これらの手当を救急勤務医や産科医等に支給する救命救急センター、第二次救急医療機関、分娩取扱機関に対して補助を行うものであります。なお、都道府県、市町村が負担しない場合でも、補助は可能ですが、事業主の負担が増えることになります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、来年度に向けて市町村に対し働きかけていただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(地 I 187)

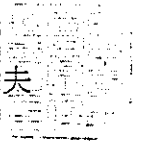
平成 21 年 1 月 15 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

内 田 健



平成 21 年度厚生労働省予算案による救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への
支援について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて本会では、昨年 7 月に、「平成 21 年度予算 概算要求へ向けての要望書」を
政府与党に対して提出し、その中で「勤務医に対する直接的な支援」として、①救
急医療機関における休日夜間等の救急診療件数に応じた補助、及び②産科医療機
関に対する分娩件数に応じた補助を要求してきたところであります。

先般編成された平成 21 年度厚生労働省予算案では、「休日・夜間に救急患者を受
け入れる医療機関の勤務医師確保事業」、「産科医等確保支援事業」等が新設され、
休日・夜間における救急勤務医手当や分娩手当が認められました。

両事業は、これらの手当を救急勤務医や産科医等に支給する救命救急センター及
び第二次救急医療機関、あるいは分娩取扱機関に対して補助を行うものであります。

つきましては、現在入手している資料をお送りいたします。なお、都道府県、市
町村が負担しない場合でも補助は可能ですが、事業主負担が増えることとなります
ので、貴会におかれましても、本件につきご了知いただくとともに、来年度に向け
て都道府県及び市町村に対し働きかけていただければ幸甚に存じ上げます。



21年度予算案（手当関係）

平成21年度概算要求	平成21年度予算案
1. 救急医療を担う医師の支援 4,090百万円（0百万円） 休日・夜間に救急患者を受け入れる医療機関の勤務医師確保事業（新規） 救命救急センター及び第二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当（宿日直手当や超過勤務手当とは別）を創設する。 （対象経費） 勤務医に対する手当（救急勤務医手当） （補助単価） 土日祝日の昼間13,570円／回、夜間18,659円／回 （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者） （補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県1/3以内、市町村1/3以内、事業主2/3以内※） ※都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。 2. 産科医療を担う医師の支援 3,677百万円（0百万円） 産科医等確保支援事業（新規） 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。 （対象経費） 産科医等に対する手当（分娩手当） （補助単価） 10,000円／件 （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者） （補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県1/3以内、市町村1/3以内、事業主2/3以内※） ※都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。	1. 救急医療を担う医師の支援 2,045百万円（0百万円） 休日・夜間に救急患者を受け入れる医療機関の勤務医師確保事業（新規） 救命救急センター及び第二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において新たに救急勤務医手当（宿日直手当や超過勤務手当とは別）を創設する。 （対象経費） 勤務医に対する手当（救急勤務医手当） （補助単価） 土日祝日の昼間13,570円／回、夜間18,659円／回 （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者） （補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県1/3以内、市町村1/3以内、事業主2/3以内※） ※1 都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。 ※2 就業規則等の改正に時間を要することが想定されるため6月以降。 2. 産科医・産科医療機関確保のための総合対策 4,514百万円（738百万円） 産科医等育成・確保支援事業（新規） ① 産科医等確保支援事業 2,770百万円（0百万円） 産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。 （対象経費） 産科医等に対する手当（分娩手当） （補助単価） 10,000円／件 （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者※） ※高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。 （補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県1/3以内、市町村1/3以内、事業主2/3以内※） ※都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。 ② 産科医等育成支援事業 65百万円（0百万円） 臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する医師へのインセンティブとする。 （対象経費） 産科の後期研修医に対する手当（研修医手当等） （補助単価） 1人あたり月額5万円 （補助先） 都道府県（間接補助先：市町村、厚生労働大臣が認める者） （補助率） 1／3（負担割合：国1/3、都道府県1/3以内、市町村1/3以内、事業主2/3以内※） ※都道府県、市町村が負担しない場合でも補助が可能。

3. へき地医療を担う医師等の支援

1,870百万円 (0百万円)

①へき地診療所等医師確保支援事業(新規)

136百万円 (0百万円)

へき地においては、子弟の教育環境が不足していること、交通が不便であること、過重労働であること、緊急対応時の負担が大きいことなどから、医師の確保が困難となっている。

この課題を解消するための方策として、へき地診療所等において交替制勤務等を行うための支援や医師のへき地勤務を容易にするための交通費の補助を行う。

(対象経費) へき地診療所まで通勤のための交通費、子弟の通学のための交通費、週末帰宅のための交通費等

産科医療機関確保事業

738百万円 (738百万円)

分娩を行う医療機関が通減している現状を踏まえて、当面、病院の集約化が困難な地域において、分娩可能な産科医療機関を確保する観点から、一機関あたりの分娩件数が少ない産科医療機関に対して、経営の安定化を図るための支援を行う必要がある。このため、産科医療機関に対して、運営費等の補助を行う。

(対象経費) 産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費
医師等の休日代替要員雇上経費

(補助単価) 1施設あたり年間22,810千円

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/2(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

女性医師等就労環境改善緊急対策事業(新規)

940百万円 (0百万円)

院内の就労環境の改善等について効果的な総合対策を行う医療機関を緊急的に整備し、働きやすい職場環境の普及に資する。

(対象経費) 夜勤・当直免除、主治医制の廃止、院内における就労環境改善の検討などに必要な経費

(補助単価) 20,000千円/1か所

(か所数) 94か所(各都道府県2か所)

(補助先) 都道府県(市町村、その他厚生労働大臣の認める者)

(補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2以内、事業主1/2以内)

産科医療推進費(新規)

2百万円 (0百万円)

地域のお産を支えてきた産科医への評価として、厚生労働大臣から表彰を行う。

(経費内容) 表彰状作成費等

3. へき地医療を担う医師等の支援

4,300百万円 (0百万円)

へき地診療所等医師確保支援事業(新規)

136百万円 (0百万円)

へき地においては、子弟の教育環境が不足していること、交通が不便であること、過重労働であること、緊急対応時の負担が大きいことなどから、医師の確保が困難となっている。

この課題を解消するための方策として、へき地診療所等において交替制勤務等を行うための支援や医師のへき地勤務を容易にするための交通費の補助を行う。

(対象経費) へき地診療所まで通勤のための交通費、子弟の通学のための交通費、週末帰宅のための交通費等

(補助単価) 1,313千円／1か所
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 民間:1/3(国1/3、事業者2/3)
公的:2/3(国2/3、事業者1/3)
沖縄:3/4(国3/4、事業者1/4)

②派遣医師支援事業(新規)

1,734百万円(0百万円)

各都道府県において、医師派遣に協力する医療機関を募り、地域医療支援ネットワークとして構築するとともに、ネットワークに参加する医療機関が実際に医師派遣を実施し、派遣医師に対して通常の給与とは別に派遣への協力に対する特別の手当等を支給した場合に財政支援を行うことにより、派遣医師に対するインセンティブの付与、都道府県医療対策協議会による医師派遣調整の円滑化及び実効性のある医師確保対策の推進を図る。

(対象経費) 派遣手当等
(補助単価) 10,000円／日
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 1/2(国1/2、県1/2)

(補助単価) 1,313千円／1か所
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
(補助率) 民間:1/3(国1/3、事業者2/3)
公的:2/3(国2/3、事業者1/3)
沖縄:3/4(国3/4、事業者1/4)

※ 派遣医師支援事業については、海外研修等経費として整理し、医師派遣等推進事業本事業に統合

医師派遣等推進事業(仮称)(新規)

4,164百万円(0百万円)

都道府県医療対策協議会の要請を踏まえ、医師不足地域の医療機関へ医師派遣を行う医療機関を多数確保し、円滑に医師派遣が実施される体制を構築するため、医師派遣に関する補助制度を統合し、

- ① 都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる経費
 - ② 派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費
 - ③ 医師を派遣することに伴い派遣元医療機関に生じる逸失利益等
 - ④ 派遣医師が派遣後に海外研修に参加する自己研鑽に必要となる経費
- 等に対する補助事業を創設する。

(対象経費) 医師派遣調整等経費、派遣医師受入準備経費、逸失利益等、海外研修等経費

(対象か所数) 47都道府県
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)
(補助率) 1/2(間接補助先:国1/2、都道府県1/4以内、事業主1/2以内)
(積算単価) 医師派遣調整等経費 3,000千円／1都道府県
派遣医師受入準備経費 1,500千円／1都道府県(各10医療機関)
逸失利益等(都道府県内) 150,000千円／1都道府県(各10人×12月)
(都道府県外) 7,500千円／1人(6月)
海外研修等経費(都道府県内) 20,640千円／1都道府県(各10人)
(都道府県外) 2,064千円／1人

平成21年度予算案の概要 (厚生労働省医政局)

平成21年度予算案	2,132億6千1百万円
平成20年度予算額	1,967億6千7百万円
差引増額	164億9千4百万円
対前年度伸率	108.4%

(注) 上記計数には、「★厚生労働科学研究費補助金140億4千9百万円(平成20年度143億7千6百万円)」等は含まない。

医師確保対策 271億5千9百万円(160億6千8百万円)

救急医療対策 205億1千5百万円(99億8千9百万円)

主 要 施 策

1. 医師等人材確保対策の推進

48,649百万円(37,412百万円)

うち、医師確保対策の推進 27,159百万円(16,068百万円)

勤務医の勤務状況の改善、業務負担の軽減を図るとともに、特に業務負担の多い勤務医等に対する支援、離職防止・復職支援を進め、勤務医の過重な労働の緩和を図る。

(1) 救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援

9,179百万円

① 救急医療を担う医師の支援(新規)

2,045百万円

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

② 産科医療を担う医師の支援(新規)

2,835百万円

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図る。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行い、産科を志望する医師の確保を図る。

③ へき地医療を担う医師の支援(新規)

136百万円

へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。

④ 医師派遣の推進(一部新規)

4,164百万円

医師派遣が円滑に行われるよう、派遣元医療機関、派遣先医療機関及び派遣医師に対する支援の強化を図る。

(参考) 平成20年度一次補正予算において、医師派遣を行う派遣元医療機関に対する支援の強化を平成21年度予算前倒しで図る。(59億円)

(2) 勤務医等の勤務状況の改善・業務負担の軽減

3, 703百万円

短時間勤務制や、夜勤明けの連続勤務を行わないようにするための交代勤務制を導入する病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

また、医師事務作業補助者の設置・充実を図るため、書類記載の代行等を行う専門的知識の習得を目的とする研修に参加させる病院に対し、代替職員の雇い上げに必要な経費の支援を行う。

更に、就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政的支援を行い、働きやすい職場環境を緊急的に整備する。

① 短時間正規雇用を導入する病院に対する支援（新規） 1, 523百万円

「短時間正規雇用」の導入により、勤務医の過重労働の軽減及び女性医師の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医師の離職防止・復職支援を図る。

② 医師事務作業補助者を設置する病院に対する支援（新規） 815百万円

医師の業務負担を軽減するために、書類記載、診察や検査の予約等を管理するオーダーリングシステムへの入力などを行う医師事務作業補助者の設置・充実を図る。

③ 育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境の緊急整備（新規） 940百万円

育児中の医師の夜勤・当直の免除や主治医制の廃止、キャリア形成の支援などの就労環境の改善等について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政支援を行うことで、育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境を緊急的に整備する。

(参考) 平成20年度一次補正予算において、

- ・短時間正規雇用を導入する医療機関に対し代替職員の雇い上げに必要な経費の助成(4.7億円)
- ・勤務医の業務負担を軽減し本来業務に専念させるため、医師事務作業補助者の専門研修参加に係る代替職員の雇い上げに必要な経費の助成(6.8億円)について、平成21年度予算を前倒しで実施する。

(3) 医師と看護師等の協働・連携の推進

640百万円

① 医師と看護師等との協働の充実

640百万円

看護師の薬剤の投与量調節や療養生活指導等の技術、助産師の正常なお産の進行管理等の技術を向上させる研修を行うことにより、看護師や助産師がその能力を活かすとともに、産科医等の負担の軽減や院内助産所・助産師外来開設を促進する。

(参考) 平成20年度二次補正予算(案)において、医師と看護師等の協働・連携を推進する効率的・効果的な研修方法等に関するモデル事業を創設

(1.0億円)

(4) 臨床研修病院等への支援

1,262百万円

医師不足問題が深刻な地域や産科・小児科・救急医療等に貢献する臨床研修病院等の研修経費に対する支援の充実に加え、新たに外部講師の招へいに必要な経費等を支援することにより、臨床研修の質の向上を確保しつつ、研修医の都市集中の是正促進を図る。

(5) 補償制度・医療事故における死因究明

489百万円

医師等が萎縮することなく医療を行える環境を整備するため、医療事故における死亡の死因究明・再発防止を行う仕組みの検討や出産に起因して重度脳性まひとなった者への速やかな補償を行うなど、産科医療補償制度(平成21年1月開始予定)の円滑な運用を進める。

(6) 看護職員の資質の向上と確保対策

9,825百万円

新人看護師に対する研修を推進するためのモデル事業を引き続き実施するとともに、多様な勤務形態により看護職員を活用している医療機関の事例を普及することにより看護職員の就業の促進を図る。

更に、助産師については、都道府県に助産師確保・連携策等を協議する「助産師確保連絡協議会」の設置の促進を図るとともに、潜在的助産師等の復職のための研修を行い、産科診療所等での就業を促進する。

なお、看護職員の中長期的な需給見通しについて検討を行う。

2. 地域で支える医療の推進

49,762百万円(35,750百万円)

人々が地域で安心して生活できるよう、救急医療をはじめとする地域医療体制の確保を図る

(1) 救急医療の改善策の推進

17,198百万円

① 救急医療を担う医師の支援(再掲)

2,045百万円

救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。

② 救急医療の充実

5,594百万円

夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営を支援するとともに、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター(第三次救急医療機関)の整備を推進する。

③ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援(新規)

5,114百万円

平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備し、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援や、地域の診療所医師の救急医療への参画を促すための財政的支援を行う。

(参考) 平成20年度一次補正予算において、平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制について平成21年度予算を前倒しで整備する。(5.8億円)

(2) ドクターヘリ導入促進事業の充実

2,066百万円

早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ(医師が同乗する救急医療用ヘリコプター)事業を推進する。また、昼間の利用にとどまっているドクターヘリを夜間にも利用することができるように、夜間搬送のモデル事業を実施する。

(3) 産科医療の確保	5, 026百万円
-------------	-----------

① 産科医療を担う医師の支援（新規）（再掲）	2, 835百万円
------------------------	-----------

産科医・分娩施設の減少に鑑み、分娩取扱手当を支給することにより、処遇改善を通じて、産科医等の確保を図る。

また、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師の処遇改善を行う医療機関への財政的支援を行うことにより、産科を志望する医師の確保を図る。

② 産科医療機関の確保・産科医等の就労環境の改善	2, 192百万円
--------------------------	-----------

出生数の少ない地域に所在し経営に困難を生じている産科医療機関の運営等への財政的支援を行うことにより、身近な地域で安心して出産できる環境を整備する。

また、育児と仕事を両立しつつ働きやすい職場環境の整備について、効果的な総合対策を行う医療機関への財政的支援等を行うことなどにより、産科医療を総合的に推進する。

(4) 周産期医療の充実	1, 252百万円
--------------	-----------

出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に対する周産期医療体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センターへの母体搬送コーディネーターの配置や、地域周産期母子医療センターの運営等への財政的支援を行う。

(5) 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援の実施	4, 520百万円
----------------------------	-----------

医療機関に勤務する女性医師・看護師等の乳幼児の保育に対する病院内保育所の運営等への財政的支援を行うことなどにより育児と勤務との両立を安心して行うことのできる環境を整備する。

(参考) 平成20年度一次補正予算において、老朽化した病院内保育所の改築等の経費を補助(1.6億円)

(6) 医療機関の耐震化の促進	1, 400百万円
-----------------	-----------

災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化工事への財政的支援を充実する。

(7) 未収金対策への支援	60百万円
---------------	-------

未収金対策として、医療機関が実施する実践的な取組に対して財政的支援を行う。

(8) 医療分野の情報化の推進

782百万円

電子カルテ導入等の医療分野の情報化の推進や遠隔医療の設備整備に対する支援による地域医療の充実を図る。

(参考) 平成20年度二次補正予算案において、地域における医療連携を推進するため、電子カルテシステムを導入した地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺地域の医療機関間において、診療情報の共有・蓄積等を推進するために必要な機器・ソフトウェア等の経費を助成。(3.8億円)

(9) へき地などの保健医療対策の充実

2,897百万円

へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行うことにより、へき地・離島の診療所に対する支援の充実を図るとともに、新たなへき地保健医療計画策定のための検討会を設ける。

(10) 医師等と患者・家族の協働の推進

486百万円

医師等と患者・家族との相互理解を推進するため、相談員を育成することなどにより医療機関内の相談機能を充実させる。また、軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化などに関する普及啓発等を行う。

(11) 住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実

484百万円

訪問看護事業所の看護の質の向上及び人材育成等を図るため、管理者に対する研修等を実施するとともに、居宅での緩和ケアに関する専門研修などを行い在宅医療の推進を図る。

(12) 歯科保健医療の普及向上

843百万円

歯科医療関連職種の需給など今後の歯科医療の問題について検討を進めるとともに、在宅歯科医療、口腔ケア等に係る歯科医師等を養成することにより8020運動をさらに推進する。

3. 革新的医薬品・医療機器の研究開発の促進

23,941百万円(26,340百万円)

医療ニーズが高い技術、遺伝子治療、再生医療、ナノテクノロジー等を活用した「革新的技術」の開発・普及の推進を図る

(1) 医薬品・医療機器に関する研究費の重点化・拡充

22,533百万円

がん、精神神経疾患、難病等の重大疾病領域、希少疾病領域、新たな技術（個人の特徵に応じた医療（テーラーメイド医療）、再生医療等）などの領域を重視し、先端医療研究拠点を中核とした複合体に対して、研究資金の弾力的な運用や開発段階からの薬事相談等の施行的に行う先端医療開発特区（スーパー特区）による実用化促進を含め、革新的医薬品・医療機器の研究開発を推進する。

(2) 世界に通ずる臨床研究拠点医療機関の整備

400百万円

外国の研究機関との共同研究計画の作成や契約等の一括実施が可能な「世界に通ずる臨床研究拠点」（グローバル臨床研究拠点）を整備する。

(3) 後発医薬品の使用促進

115百万円

各都道府県に設置する協議会において、実情に応じた具体的な後発医薬品使用促進対策事業を検討・実施するとともに、医療関係者及び患者・国民向けパンフレット作成等の普及啓発を図る。

4. その他

(1) 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構における政策医療等の実施

95,445百万円

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実

36,926百万円

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入（看護師）

25百万円

外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入を実施する観点から、看護導入研修を実施するとともに、受入施設に対し巡回指導等を行う。（総事業費83百万円）

平成20年度第一次補正予算の概要

(厚生労働省医政局)

87.2億円

1. 医師派遣の推進

医師派遣緊急促進事業

59.2億円

- 都道府県医療対策協議会の派遣調整に基づき、医師派遣を行う医療機関に対して、医師派遣の対価の一部に相当する額を助成。

2. 救急医療の充実強化

管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援事業

5.8億円

- 平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を紹介する体制を整備するため、医師等の人材確保、空床確保に必要な費用の一部を助成。

3. 勤務医の勤務環境改善

(1) 医師事務作業補助者設置事業

6.8億円

- 医療機関への医師事務作業補助者の設置・充実に図り、勤務医の業務負担を軽減し本来業務に専念させるため、医師事務作業補助者の専門研修参加に係る代替職員の雇い上げに必要な経費の一部を助成。

(2) 短時間正規雇用支援事業

4.7億円

- 特に女性医師の離職の防止・復職支援のため、短時間正規雇用を導入する医療機関に対し代替職員の雇い上げに必要な費用の一部を助成。

(3) 病院内保育所施設整備事業（老朽化施設等の改築経費）

1.6億円

- 女性医師及び看護職員等の離職の防止・復職支援のため、病院内保育所の保育環境の改善を図るための病院内保育所の改築工事に対し必要な費用の一部を助成。

4. 医療機関の耐震化

補助率の嵩上げ

基幹災害医療センター施設整備事業、地域災害医療センター施設整備事業

- 災害拠点病院の耐震化工事に必要な費用の一部を助成（補助率の嵩上げ（0.33→0.50）を行う。）。(医療提供体制施設整備交付金107億円の内数)

5. 国際競争力向上に直結する技術開発の促進等

iPS細胞等創薬基盤整備事業

9.1億円

- 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」の下で実施する医薬品・医療機器の開発に関連する研究に対して、次世代研究機器等の整備を行う。

平成20年度第二次補正予算案の概要

(厚生労働省医政局)

82.6億円

1. 救急医療の充実強化

(1) 緊急ヘリポート施設整備事業

11.0億円

- ドクターヘリを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性に鑑み、ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、管制塔機能を担う医療機関にヘリポートを設置する場合に必要な費用を助成。

(2) 災害派遣医療チーム体制設備整備事業

11.1億円

- 災害時の初期対応を行う災害派遣医療チーム(DMAT)が携行する通信装置及び災害時の救急医療に必要なとなる資機材の整備に必要な費用を助成。

2. 看護師・助産師の高度技能習得

看護師等協働推進研修モデル事業

1.0億円

- 看護師等が専門性を発揮する機会の増大を図るため、医師と看護師等の協働を推進する効果的・効率的な研修方法及び連携方法等に関するモデル研修の実施に必要な経費を助成。

3. 医療分野の情報化の推進

地域における医療連携を推進するためのWeb型電子カルテシステムの推進

3.8億円

- 地域における医療連携を推進するため、電子カルテシステムを導入した地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺地域の医療機関間において、診療情報の共有・蓄積等を推進するために必要な機器・ソフトウェア等の経費を助成。

4. 先端医療機器等の整備

国民の健康に著しく影響のある疾患の原因究明の研究等の推進

55.6億円

- がん、脳卒中、心臓病など、国民の健康に著しく影響のある疾患につき、原因究明の研究を推進、治療法の確立、医療技術の均てん化・普及等を行うため、国立高度専門医療センターに先端医療機器の整備及び研究所の施設整備を行うために必要な経費。